

## 令和3年度以降の指定居宅介護支援事業所の管理者要件について

弘前市福祉部介護福祉課

### 1 管理者要件の改正

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる方は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることが要件となりました。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いが可能となります。

- ・ 令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができます。

（※） 不測の事態については、市で個別に判断することとなりますが、想定される主な例は次の通りです。

- ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
  - ・ 急な退職や転居 等
- ・ 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

### 2 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない方が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用が令和9年3月31日まで猶予されます。

### 3 届出様式

指定居宅介護支援事業所管理者確保のための計画書

- ※ 併せて、名称等変更届出書【地域密着型サービス、居宅介護支援用】  
（3. 変更関係について）と管理者経歴書（6. 参考様式）の提出もお願いいたします。

### 4 参考

介護保険最新情報（令和2年6月5日）Vol. 843